

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年7月26日

鳥取県知事 平井伸治

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(嫌がらせ行為の禁止) 第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げ	(嫌がらせ行為の禁止) 第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げ

る行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第4項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。

この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

(1)～(8) 略

る行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。

この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

(1)～(8) 略

附 則

この条例は、令和3年8月26日から施行する。